

不破消防組合懲戒処分に関する指針

平成26年10月 1 日制定

第1 基本事項

(指針の性格)

- 1 この指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分量定を掲げたものである。したがって、標準例に掲げられていない行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考に判断する。

(処分量定の決定)

- 2 具体的な処分量定の決定にあたっては、「標準例」に掲げる量定を基本に、次の事項を勘案し、総合的に判断する。

ア 当該行為が行われた状況及び結果

イ 故意又は過失の度合い

ウ 職員の職責

エ 他の職員及び社会に与える影響

オ 過去に受けた懲戒処分歴

カ 日頃の勤務態度や当該行為後の対応等

個々の事案の内容によって、標準的に掲げる量定以外とすることもあり得る。

(処分量定の加重)

- 3 過去5年間に懲戒処分を受けたことがある者の処分量定の決定にあたっては、標準例に掲げる最も重い量定により重い量定とすることを原則とする。

1つの処分事案において、複数の懲戒処分事由に該当する行為を行った者の処分量定の決定にあたっては、標準例に掲げるそれぞれの量定の種類のうち最も重い量定により重い量定とすることを原則とする。

(処分量定の軽減)

- 4 次の場合には、標準例に掲げる最も軽い量定より軽い量定(懲戒処分を行わないことを含む。)とすることを原則とする。

ア 職員の日頃の勤務態度が極めて良好であるとき。

イ 職員が自らの行為が発覚する前に自主的に申し出たとき。

ウ 職員が行った行為の違反の程度が軽微である等特別の事情があるとき。

(停職、減給の取扱い)

- 5 標準例において、「停職」とは「停職期間3月」、「減給」とは「減給期間3月、給料月額10分の1減額」を基本とし、上記に掲げる事由などを総合的に判断して、次の範囲内で決定する。

停職：1日以上6月以下

減給：1年以下の期間、給料月額の5分の1以下

第2 標準例

1 一般サービス関係

(1) 欠勤

- ア 正当な理由なく過去1年間に10日以内の間、勤務を欠いた職員は減給又は戒告とする。
- イ 正当な理由なく過去1年間に11日以上20日以内の間、勤務を欠いた職員は、停職又は減給とする。
- ウ 正当な理由なく過去1年間に21日以上の間、勤務を欠いた職員は、免職又は停職とする。
- (2) 遅刻・早退
勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員は、戒告とする。
- (3) 休暇の虚偽申請
病気休暇、特別休暇、介護休暇及び育児休業等について虚偽の申請をした職員は、減給又は戒告とする。
- (4) 勤務態度不良
勤務時間中に職場を頻繁に離れ職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。
- (5) 営利企業事務従事
許可なく営利企業等に従事した職員は、減給又は戒告とする。
- (6) 職場内秩序びん乱
ア 上司等に対する暴行により職場の秩序を乱した職員は、停職又は減給とする。
イ 上司等に対する暴言により職場の秩序を乱した職員は、減給又は戒告とする。
- (7) 虚偽報告
事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員は、減給又は戒告とする。
- (8) 違法な職員団体活動
ア 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした職員は、減給又は戒告とする。
イ 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった職員は、免職又は停職とする。
- (9) 秘密漏えい
職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職又は停職とする。
- (10) 政治的行為の制限違反
ア 地方公務員法第36条第1項又は第2項の規定に違反して政治的行為をした職員は、減給又は戒告とする。
イ 地方公務員法第36条第3項の規定に違反して政治的行為を行うよう職員に求める等の行為をした職員は、停職又は減給とする。
ウ 公職選挙法第136条の2の規定に違反して公務員の地位を利用して選挙運動をした職員は、免職又は停職とする。
- (11) セクシュアル・ハラスメント(他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動)

- ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした職員は、免職又は停職とする。
- イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。)を繰り返した職員は、停職又は減給とする。この場合においてわいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該職員は免職又は停職とする。
- ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員は、減給又は戒告とする。この場合においてわいせつな言辞等の性的な言動をしたことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該職員は停職又は減給とする。
- (12) コンピュータ不正利用
職場のコンピュータを職務外の目的(インターネットへの不正アクセス、電子データの損壊など)で使用した職員は、停職、減給又は戒告とする。
- (13) 官製談合
入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律第2条第5項に規定する「入札談合等関与行為」を行った職員は、免職又は停職とする。
- (14) 収賄
職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をした職員は、免職とする。
- 2 公金又は町の財産の取扱い関係
- (1) 横領
公金又は町の財産を横領した職員は、免職とする。
- (2) 窃取
公金又は町の財産を窃取した職員は、免職とする。
- (3) 詐取
人を欺いて公金又は町の財産を交付させた職員は、免職とする。
- (4) 紛失
公金又は町の財産を紛失した職員は、戒告とする。
- (5) 盗難
重大な過失により公金又は町の財産を盗難により亡失した職員は、戒告とする。
- (6) 町の財産の損壊
故意に職場において町の財産を損壊した職員は、減給又は戒告とする。
- (7) 出火・爆発
過失により職場において町の財産の出火、爆発を引き起こした職員は、戒告とする。
- (8) 諸給与の違法支払・不適正受給
故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員は、減給又は戒

告とする。

(9) 公金又は町の財産の処理不適正

自己保管中の公金の流用等公金又は町の財産の不適正な処理をした職員は、停職、減給又は戒告とする。

3 公務外非行関係

(1) 放火

放火をした職員は、免職とする。

(2) 殺人

人を殺した職員は、免職とする。

(3) 傷害

人の身体を傷害した職員は、停職又は減給とする。

(4) 暴行・けんか

暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかったときは、減給又は戒告とする。

(5) 器物損壊

故意に他人の物を損壊した職員は、減給又は戒告とする。

(6) 横領

自己の占有する他人の物(公金及び町の財産を除く。)を横領した職員は、免職又は停職とする。

(7) 窃盗・強盗

ア 他人の財物を窃取した職員は、免職又は停職とする。

イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員は、免職とする。

(8) 詐欺・恐喝

人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員は、免職又は停職とする。

(9) 賭博

ア 賭博をした職員は、停職、減給又は戒告とする。

イ 常習として賭博をした職員は、免職又は停職とする。

(10) 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用

麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した職員は、免職とする。

(11) 酩酊による粗野な言動等

酩酊して、公共の場所や乗物において公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員は、停職、減給又は戒告とする。

(12) 淫行

18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした職員は、免職、停職又は減給とする。

(13) 痴漢行為

公共の乗物等において痴漢行為をした職員は、免職、停職又は減給とする。

(14) 強制わいせつ

暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした職員は、免職又は停職とする。

4 交通事故・交通法規違反関係

(1) 飲酒運転

事故の有無に関わらず飲酒運転をした職員は、免職又は停職とする。

(2) 飲酒運転の容認

ア 飲酒運転を知りながら同乗した職員は、免職又は停職とする。

イ 飲酒運転となることを知りながら飲酒を勧めた職員は、免職又は停職とする。

(3) 飲酒運転以外での交通事故

ア 人を死亡させ・又は重篤な傷害を負わせた職員は、免職・停職・減給又は戒告とする。

この場合において措置義務違反をしたときは、免職又は停職とする。

イ 人の身体に傷害を負わせた職員は、減給又は戒告とする。

この場合において措置義務違反をしたときは、停職又は減給とする。

ウ 他人の物を損壊し、措置義務違反をした職員は、戒告とする。

(4) 交通法規違反

無免許運転等の悪質な交通法規違反をした職員は、停職、減給又は戒告とする。

5 管理・監督責任関係

(1) 指導監督不適正

ア 不祥事を起こした職員が懲戒処分を受けた場合、管理・監督者として指導監督上、重大な不作為又は過失があり、その職責を果たしていない場合においては、管理・監督責任が問われるものとする。

イ 不祥事を起こした職員が、一般服務関係、公金又は町の財産の取扱い関係において、懲戒処分を受けた場合

(ア) 職員が免職となった事案においては、所属長及び所属の管理・監督者は減給とする。

(イ) 職員が停職となった事案においては、所属長及び所属の管理・監督者は減給又は戒告とする。

(ウ) 職員が減給となった事案においては、所属長及び所属の管理・監督者は戒告とする。

(2) 非行の隠ぺい、黙認

不祥事を起こした職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した場合

ア 職員が免職又は停職となった事案においては、管理・監督者は停職とする。

イ 職員が減給又は戒告となった事案においては、管理・監督者は減給とする。

懲戒処分説明書

処分者	職・氏名			
被処分者	氏 名		職務の級号	
	職 名		所 属	
処分の内容	処分発令日	平成 年 月 日	根拠法令	
	処分説明書 公布日	平成 年 月 日		
刑事裁判に係属有無				
(処分の理由)				
<p>(教示)</p> <p>この処分についての不服申立ては、地方公務員法第49条の2及び不利益処分についての不服申立に関する規則の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に大垣地域公平委員会に対してすることができます。</p> <p>ただし、この期間内であっても処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後は申立てをすることができません。</p>				

標 準 例 一 覧

事由	免職	停職	減給	戒告
1 一般服務關係				
(1) 欠勤				
ア 10日以内			●	●
イ 11日以上20日以内		●	●	
ウ 21日以上	●	●		
(2) 遅刻・早退				●
(3) 休暇の虚偽申請			●	●
(4) 勤務態度不良			●	●
(5) 営利企業従事			●	●
(6) 職場内秩序びん乱				
ア 暴行		●	●	
イ 暴言			●	●
(7) 虚偽報告			●	●
(8) 違法な職員団体活動				
ア 争議行為への参加			●	●
イ 争議行為のそそのかし、あおり	●	●		
(9) 秘密漏えい	●	●		
(10) 政治的行為				
ア 政治的行為			●	●
イ 政治的行為のそそのかし、あおり		●	●	
ウ 地位利用による選挙運動	●	●		
(11) セクシュアル・ハラスメント				
ア 強制わいせつ	●	●		
イ 性的言動の繰り返し		●	●	
相手方が精神疾患に罹患	●	●		
ウ 性的言動			●	●
相手方が精神疾患に罹患		●	●	
(12) コンピューター不正利用		●	●	●
(13) 官製談合	●	●		
(14) 収賄	●			
2 公金又は組合財産の取扱い関係				
(1) 横領	●			
(2) 窃取	●			
(3) 詐取	●			
(4) 紛失				●
(5) 盗難				●
(6) 組合の財産の損壊			●	●
(7) 出火・爆発				●
(8) 諸給与の違法支払・不適正受領			●	●
(9) 公金又は組合財産の処理不適正		●	●	●
3 公務外非行関係				
(1) 放火	●			
(2) 殺人	●			

事由		免職	停職	減給	戒告
	(3) 傷害		●	●	
	(4) 暴行・けんか			●	●
	(5) 器物破壊			●	●
	(6) 横領	●	●		
	(7) 窃盗・強盗				
	ア 窃取	●	●		
	イ 強盗	●			
	(8) 詐欺・恐喝	●	●		
	(9) 賭博				
	ア 賭博		●	●	●
	イ 常習賭博	●	●		
	(10) 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用	●			
	(11) 酩酊による粗野な言動等		●	●	●
	(12) 淫行	●	●	●	
	(13) 痴漢行為	●	●	●	
	(14) 強制わいせつ	●	●		
4	交通事故・交通法規違反関係				
	(1) 飲酒運転	●	●		
	(2) 飲酒運転の容認				
	ア 飲酒運転を知らずながら同乗	●	●		
	イ 飲酒運転となることを知らずながら飲酒の勧め	●	●		
	(3) 飲酒運転以外での交通事故				
	ア 死亡・重篤な傷害	●	●	●	●
	措置義務違反	●	●		
	イ 傷害			●	●
	措置義務違反		●	●	
	ウ 物損で措置義務違反				●
	(4) 悪質な交通法規違反		●	●	●
5	管理・監督責任関係				
	(1) 指導監督不適正（一般服務関係、公金又は町の財産の取扱い関係）				
	ア 免職となった事案			●	
	イ 停職となった事案			●	●
	ウ 減給となった事案				●
	(2) 非行の隠ぺい、黙認				
	ア 免職又は停職となった事案		●		
	イ 減給又は戒告となった事案			●	